

事 務 連 絡
平成20年11月11日

都道府県 障害福祉計画担当者 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長補佐
(障害福祉計画担当)

障害福祉計画の作成に係るQ & A (2) について

平素より障害者福祉施策の推進にご尽力賜り誠にありがとうございます。
さて、9月29日に開催しました障害保健福祉関係主管課長会議以降に、第2期障害福祉計画に関して各都道府県よりご照会いただきました事項につきまして、別添のとおりQ & Aとして整理いたしましたのでお送りいたします。
また、管内市町村に対し情報提供方よろしくお願いいたします。

(照会先)
障害保健福祉部企画課
障害計画係 高相、水村、新坂
TEL(代)03-5253-1111 (内)3009, 3021
FAX 03-3502-0892
E-mail : shougaikekaku@mhlw.go.jp

第2期障害福祉計画の作成に係るQ & A (2)

| | 質 問 内 容 | 回 答 |
|---|--|--|
| 1 | <p>障害保健福祉圏域におけるサービス供給体制の見直し（圏域ビジョン）に記載する内容として、</p> <p>①当該圏域におけるサービス見込量 ②必要な事業所の整備計画</p> <p>他に、数値目標（施設入所者の地域移行、退院可能精神障害者の減少目標値、一般就労移行）も掲げる必要があるか。</p> | <p>数値目標については、いわゆる圏域ビジョンの中に定める必要はない。（ただし、定めることを妨げるものではないので、各自治体の判断により定めることは差し支えない。）</p> |
| 2 | <p>基本指針（案）別表第三では、必要なサービスの「量」とともに、「利用者数」の見込みを併せて定めることとされました。これは、居宅介護等や生活介護などのように、「時間分」又は「人日分」で見込量を定めるサービスについては、利用者数（＝実人数）の見込みを併記する趣旨と理解しています。</p> <p>一方、「療養介護」、「共同生活援助・共同生活介護」、「施設入所支援」及び「（指定）相談支援」については、第1期計画と考え方が変わらない限り、もともと「人分」で利用者数を見込むルールとなっており、また、「時間分」、「人日分」のような問題は生じません。（平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議「資料2-1-2」参照。）</p> <p>基本指針（案）を見ますと、これらの「人分」（＝利用者数）で見込むサービスについても、「利用者数及び量」の見込みを定めるものと記載されていますが、この場合の「利用者数」と「量」とは別のものなのでしょうか、それとも同じものなのでしょうか。</p> | <p>お見込の通り、「人分」（＝利用者数）で見込むサービス（「療養介護」、「共同生活援助・共同生活介護」、「施設入所支援」及び「相談支援」）については、「利用者数」と「量」は同じものとなる。</p> |
| 3 | <p>○事業者の新体系への移行希望の把握について</p> <p>①基本指針の改正案では、必要に応じて都道府県が中心となって、いまだ新しいサービス体系に移行していない事業者に対して調査等を行うこととしているが、第一期計画策定時と同様に、国が意向調査票を配布する予定はあるのですか。</p> <p>②また、「必要に応じて」とあることから、国が意向調査票を配布する予定がない場合であっても、都道府県による調査については、計画策定にあたっての必須の要件ではないと解してよろしいのですか。</p> | <p>①国から移行調査票を配布する予定はない。</p> <p>②第1期計画策定時に、事業者の移行希望時期等の調査を行ったが、その後も、都道府県において、事業者の移行予定時期等について定期的に把握している場合もあることから、第2期障害福祉計画の策定に当たっては、全都道府県統一的に意向調査を行うというのではなく、「必要に応じて」としているところ。</p> <p>（最近の状況を把握していない場合は、第2期計画の策定にあわせて事業者の意向を把握されたい。）</p> <p>※7月29日開催「障害福祉計画担当者会議」において同様の回答をしたもの。</p> |
| 4 | <p>障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量については、必須事業に加え、「地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業」の例として、「奉仕員養成研修事業」が記載されていますが、この内容については、全国的に見込量を算定することが求められるのでしょうか。</p> <p>また他にも同様に算定すべき事業として想定されているものはあるのでしょうか。</p> | <p>必須事業であるコミュニケーション支援事業の未実施市町村が約3割（特に要約筆記の実施が低い）となっていることから、全市町村での実施に向け、人材養成が重要であることに鑑み、必須事業に加え「奉仕員養成研修事業」の記載を例示したものの。必要な養成について、都道府県とも連携し整理願いたい。なお、必須事業以外については、各自治体の実情に応じて実施する事業であるため、必要と判断される事業について、それぞれの事業の種類ごとに見込み量等を定めていただきたい。</p> |

第 2 期障害福祉計画の作成に係る Q & A (2)

| | 質 問 内 容 | 回 答 |
|---|--|---|
| 5 | <p>市町村計画の作成にあたり、自立支援法第 8 8 条の第 6 項で施策推進協議会の意見聴取を、同第 7 項で県の意見聴取の手続きが規定されていますが、この 2 つの手続きの順序についての考え方、ルールがあるのでしょうか。ご教示ください。</p> <p>私としては、単に手続きを規定しているだけでその順番に決まりはなく、各自治体の策定の都合に合わせて両方の意見を聴いて作成すればよいように思うのですがいかがでしょうか。</p> | <p>自立支援法第 88 条 6 項と同条 7 項の手続きの考え方については、お見込みのとおり。</p> |
| 6 | <p>福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する平成 23 年度の数値目標の設定について、その基礎となる対象者は、「第一期障害福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障害者」とされています。この考え方は、数値目標の基礎とする対象者を第一期計画と同じくする趣旨と理解されます。</p> <p>さて、第一期計画でも、基本指針の表現は、「障害福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障害者」となりましたが、実務的には、「障害福祉計画の作成時点」すなわち平成 18 年度末ではなく、「平成 17 年 10 月 1 日の入所者数」を「現在の入所者数」として整理することとされました。（平成 18 年 5 月 11 日全国障害福祉計画担当者会議「資料 2-1-1」の 3 ページ）第二期計画においても、第一期計画との整合性（あるいは連続性）を図るため、実務的な整理としては、「平成 17 年 10 月 1 日の入所者数」を「第一期障害福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障害者」とみなして整理すべきと考えていますが、この理解でよいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおり。</p> |
| 7 | <p>23 年度の数値目標について、実態と乖離しているため修正を行いたいのだが、どの程度まで修正してよいといった決まりはあるか。</p> | <p>特に決まりはなく、基本指針（案）を踏まえ、設定されたい。</p> <p>また、その際には、これまでの会議資料でお示ししたとおり、（単純に実態と乖離しているという理由のみではなく）現状の分析や課題整理を十分に行った上で数値目標を設定されたい。</p> |
| 8 | <p>退院可能精神障害者の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類毎の見込みについて、第 1 期計画で見込んだ退院可能精神障害者数の全数に対し、見込む必要があるか。（全国障害福祉計画担当者会議（平成 7 月 2 9 日開催）「資料 3」では、精神障害者地域移行支援特別対策事業にかかるサービス見込量について、記載するよう指示があるところであるが、第 1 期計画で見込んだ退院可能精神障害者数の全数に対しても同様に、見込む必要があるか）</p> | <p>第 2 期計画の退院可能精神障害者数に関しては、精神障害者地域移行支援特別対策事業にかかるサービス見込量とともに、第 1 期計画と同様に退院可能精神障害者全体についても見込むことが必要である。</p> |
| 9 | <p>第 2 期計画においては、指定障害福祉サービスの量とともに利用者数を明記することとされ、利用者数は、「実利用者数」とのことですが、計画に記載すべき数字は、具体的にはどのような数字ですか。</p> | <p>サービス量を見込際には、月間の利用者数と平均的な利用量（時間、日数）により算出するが、その際見込んでいる月間の利用者数を、第 2 期計画において「利用者数」として明記されたい。</p> |